

母子・父子・寡婦福祉のしおり

ひとり親家庭のみなさんへ



令和4年4月

長野市 こども未来部 子育て家庭福祉課

— も く じ —

1	相談のこと	1～2 p
2	手当のこと	2 p
3	子どもの就学のこと	3～4 p
4	学習支援のこと	5 p
5	仕事のこと	6～7 p
6	年金のこと	8 p
7	貸付のこと	8 p
8	住まいのこと	9 p
9	その他の制度	9～10 p



【はじめに】

長野市では、ひとり親家庭の皆さんに、より豊かな生活を送っていただくために、子育て支援や各種相談など、様々な福祉施策を行っています。

☆突然、配偶者を失い、どうしてよいかわからないとき

☆離婚などの家庭の事情に悩んでいるとき

☆手当や福祉制度のことを知りたいとき

☆子どもの養育、しつけ、教育のことで悩んでいるとき

☆就職のため、技術を身に付けたいとき

《皆様のご質問にお答えするため作成しましたので、ご覧ください。》

○ひとり親家庭について

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）とは、次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭。

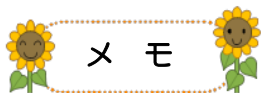
- * 配偶者が死亡した方
- * 配偶者と離婚した方
- * 配偶者の生死が不明の方
- * 配偶者から遺棄されている方
- * 配偶者が心身の障害により働けない方
- * 婚姻によらないで母又は父となった方
- * 配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない方

○寡婦とは

- * かつては母子家庭の母であった方で、子どもが成人した後、なお配偶者のない状態の方

※制度ごとに年齢等条件が異なりますので、対象とならない場合もあります。詳しくは担当課にお問い合わせください。





A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

相談のこと

～困ったらすぐに気軽に～

種 類	内 容	相談窓口
こどもに関する相談	子どもに関する相談を受け付ける窓口です。子どもと保護者を対象に、年代により変わる様々な悩みに教育や保健・福祉部門と連携して対応します。	こども総合支援センター（子育て家庭福祉課内） 相談専用電話 026-224-9746
母子父子相談（連絡先①）	母子父子福祉制度等・母子父子家庭の生活上の様々な問題、自立に必要な相談に応じます。	子育て家庭福祉課 ① 026-224-5031 ②③026-224-7062
女性相談（連絡先②）	女性に関する家庭内の揉めごとや生活上の相談、配偶者からのDVなどの相談、必要に応じて専門機関への紹介や母子生活支援施設の入所の相談などに応じます。	福祉政策課篠ノ井分室 ①②③026-292-2596
家庭児童相談（連絡先③）	児童虐待・子どもの育て方やしつけ、園や学校などの集団生活の相談など家庭や児童の様々な問題に関する相談に応じます。	DV 相談ナビ #8008
児童虐待の通告・相談	虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所や市役所へ通告・相談してください。通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。 児童相談所全国共通ダイヤル「189」は、通話料を無料化していますので、いちはやく189番へ	子育て家庭福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 026-224-7062 026-292-2596 児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく） ※お近くの児童相談所につながります。 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン 026-219-2413
生活保護相談	収入が途絶える、また働いていても収入が少なくて生活に困っている方に対して生活保護制度の説明や申請の相談に応じます。	生活支援課 026-224-7529 福祉政策課篠ノ井分室 026-292-2596
生活困窮者等に対する相談	生活の悩みや、経済的な困りごとを抱えている方に対して、相談員と一緒に考え、問題を整理しながら生活の立て直し、困りごとの解決に向けた相談に応じます。	長野市生活就労支援センター（まいさぼ長野市）（長野市ふれあい福祉センター2階） 026-219-6880
法律相談	離婚・養育費・慰謝料など法律的な問題に関する相談。経済的に余裕のない方を対象に、弁護士・司法書士との無料法律相談や、必要に応じて費用の立替を行っています。	法テラス長野（長野市もんぜんぷら座4階） 0570-078327
養育費・面会交流	養育費や面会交流に関する手続きについての相談をお受けしています。 希望によりセンターから電話を掛けなおします。	養育費相談支援センター 03-3980-4108

種 類	内 容	相談窓口
その他相談機関	民生児童委員・主任児童委員（各地区民生児童委員）、女性のための無料相談（長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」）、無料法律相談（長野県弁護士会）、健康・育児相談（各保健センター）、消費生活センター、児童相談所（県福祉事務所）	

手当のこと

種 類	内 容	相談窓口
児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの児童を対象とし、その児童を監護し生計を同一にする父又は母、養育者に支給されません。父母又は児童の住所が国内にないとき児童福祉施設に入所したときは支給されません。</p> <p>受給者及び同居の家族等の所得が一定額以上ある場合は支給されません。一部支給の手当額は所得に応じて設定されます。規定期間経過後、障害・病気の原因なく、働く意欲が認められない場合は手当が2分の1に減額されます。</p> <p>全部支給：第1子月 43,070円 第2子月 10,170円 第3子以降 6,100円</p> <p>一部支給：第1子月 43,060円～10,160円 第2子月 10,160円～5,090円 第3子以降月 6,090円～3,050円 （申請受理日の翌月分から対象）</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-5031</p> <p>又は下記支所 篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条</p>
児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了まで）を養育している父母等に支給されます。</p> <p>3歳未満：月 15,000円</p> <p>3歳～小学生：第1子・第2子：月 10,000円 第3子以降：月 15,000円</p> <p>中学生：月 10,000円</p> <p>※所得制限世帯に属する児童は一律月 5,000円</p> <p>なお、10月の支給（6月、7月、8月、9月分）からは、所得制限上限額が設けられ、所得制限上限額以上の世帯につきましては、児童手当が受けられなくなります。</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-5031</p> <p>全支所</p>
特別児童扶養手当	<p>身体・知的又は精神に重度もしくは中度の障害がある20歳未満の在宅の児童を監護している父もしくは母又は父母に代わる養育者に支給されます。（所得制限などがあります。）</p>	<p>障害福祉課 026-224-5030</p> <p>又は下記支所 篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条</p>
障害児福祉手当	<p>日常生活において常時介護を必要とする重度の障害がある20歳未満の在宅の障害児本人に支給されます。（所得制限などあり）</p>	<p>障害福祉課 026-224-5030</p> <p>又は下記支所 篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条</p>
福祉医療費給付金（母子・父子家庭）	<p>母子又は父子家庭で18歳未満の児童とその児童を扶養している方。父母のない18歳未満の児童など。 ただし、高等学校在学中は20歳まで延長可</p>	<p>福祉政策課 026-224-7829</p> <p>全支所</p>

子どもの就学のこと

種 類	内 容	相談窓口
就学援助制度	<p>子どもの国公立の小・中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費など学校にかかる費用の一部を支給します(所得制限等の要件あり)。</p> <p>※申請などの窓口は通学する学校になります(国立・県立学校の場合は教育委員会総務課)。</p> <p>※児童扶養手当を受けている場合は、申請により援助を受けることができます。</p> <p>※小学校入学前に申請することにより、新入学学用品費を入学前に受給することもできます。</p>	<p>通学する学校 長野市教育委員会 事務局総務課 026-224-8597</p>
ひとり親家庭 児童高等学校 通学費援護金	<p>ひとり親家庭の児童が高校等へ通学する費用の一部を援助。自宅から片道2Km以上で鉄道及び路線バスを利用している場合、月額5千円を上限として、バス・電車の定期券の額の半額補助。所得制限有</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-5031</p>
高等学校等就 学支援金制度	<p>高校等の授業料の支援として国公立を問わず、一定の所得未満の世帯に就学支援金が支給されます。就学支援金は学校設置者が生徒に代わり受け取り授業料と相殺されます。生徒や保護者が受け取るものではありません。進学先の高校で申請しなければ受けられません。「市町村民税所得額」が一定以下の私立高校生等の世帯には就学支援金の加算があります。</p>	<p>進学先の各高校</p>
長野市高等学 校奨学金制度	<p>長野市で高校生等を対象に行っている奨学金制度 経済的な理由で高校又は高専での修学が困難な学生を支援するための奨学金の貸付です。</p>	<p>長野市教育委員会 事務局総務課 026-224-8597</p>
長野県高等学 校奨学金制度	<p>長野県で高校生等を対象に行っている奨学金制度 * 高等学校等奨学金 * 高等学校等遠距離通学費 * 高等学校定時制通信制課程修学奨励金 等の貸付です。</p>	<p>各高校 長野県教育委員会 事務局高校教育課 026-235-7427 (奨学金専用ダイヤル)</p>
大学独自の 奨学金制度等	<p>通学に必要な学費や生活費を支援していく奨学金です。卒業後に返還する「貸与」型、返還の必要がない「給付」型があります。家計の状況、学業成績等により授業料免除や減免の対象になる制度です。 大学が設置されている地域出身者の学費を安くする等地元出身者優遇制度(公立大学等)返還の有無、支給金額、申し込み資格等は各大学により異なります。 高校在学中に申請が必要になる場合もありますので早めに情報収集をすることが大切です。</p>	<p>各高等学校 各大学校</p>

種 類	内 容	相談窓口
長野県看護職員 修学資金貸与 制度	将来県内の医療機関などで看護業務に従事しようとする方へ 修学資金を貸与する制度です。 養成施設を卒業後、修学資金の返還免除対象施設において5年 間継続して看護職員に従事した場合は、返還免除となります。 対象の医療施設は、病床数 200 床未満の病院・介護老人保健 施設などです。	長野県健康福祉部 医師・看護人材確 保対策推進課 026-235-7142
母子父子寡婦 福祉資金貸付	ひとり親家庭の児童・子が経済的な理由により教育を受けるこ とが困難な状況にある場合に資金をお貸しします。主な貸付の 種類は、高校・高専・短大・大学・専修学校・大学院進学など に必要な入学準備金及び授業料などの資金貸付 ※貸付申請までにお時間を要しますので、余裕をもってご相談 ください。	子育て家庭福祉課 026-224-5031
日本学生支援 機構奨学金	経済的な理由により、教育を受けることが困難な状況にある大 学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）及び大学 院に在籍する者に対する奨学金を貸付けます（成績要件等あ り）。 奨学金の種類・第1種奨学金（無利子） ・第2種奨学金（有利子） ・入学時特別増額貸与奨学金 ・給付型奨学金（対象となれば、大学等の授業 料・入学金が免除又は減額されます。） 進学前の申込（予約採用） 進学後の申込（在学採用） 申請者：学生本人 保証人：保護者	進学する前年度に 在学している高校 進学後の大学等の 奨学金窓口
国の教育 ローン	日本政策金融公庫が取り扱う貸付です。 ＊学校納付金→入学金、授業料、施設設備費など ＊受験にかかる費用→受験料、受験時の交通費・宿泊費など ＊在学のための住宅にかかる費用→アパート・マンション の敷金・家賃など ＊その他→教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費、修 学旅行費用、学生の国民年金保険料など 子一人当たり 350 万円の範囲内で申込み可能 家庭状況に応じた優遇制度あり 日本学生支援機構奨学金との併用可能 申請者：保護者 保証人（必要な場合あり）：別世帯の者	教育ローンコール センター 0570-008656
生活福祉資金	低所得者に対し高校・短大・大学・高専に就学するために必要 な経費を対象とした貸付です。 ＊教育支援資金→教育支援費（授業料等）と就学支度費（入 学金、その他入学時に必要な経費）の2種類 申請者：就学者本人、本人の属する世帯の生計中心者が連帯借 受人となる。	長野市社会福祉 協議会 026-219-6881
交通遺児育英 会	保護者が交通事故で死亡又は後遺障害で働けなくなった時、高 校、高等専門学校、大学、短大、専修学校、大学院の進学に際 し、無利子で奨学金を貸与するものです（一部給付あり。）。 希望者には入学一時金の貸与もあります。 予約応募：進学前年に貸与を申込み 在学応募：学年を問わず在学中に申込み	公益財団法人 交通遺児育英会 0120-52-1286 在学中の学校

学習支援のこと

種 類	内 容	相談窓口
ひとり親家庭 子どもの生 活・学習支援	児童扶養手当受給世帯（又は同等の所得水準の世帯）の小学4年生から中学3年生の児童に対して、学習支援員が、基本的な生活習慣の習得及び学習支援等を行います（事前申込制）。	子育て家庭福祉課 026-224-5031
生活困窮者学 習支援	生活保護世帯及び生活困窮世帯の小・中学生及び高校生（高校生世代）を対象として、学習支援を行います（事前申込制）。	生活支援課 026-224-7529
高等学校卒業 程度認定試験 合格支援	ひとり親家庭の保護者又は児童が高卒認定試験対策の講座を受講して合格すると受講費の最大60%（上限15万円）を支給します。受講修了時に受講料の4割、合格時に受講料の2割を支給します。 ※必ず事前にご相談ください。 ※高校を卒業した人と同等以上の学力を有していることを文部科学省が認定するための試験です。大学、短大、専門学校を受験資格が得られます。就職や資格試験の受験にも活用できます。	子育て家庭福祉課 026-224-5031 福祉政策課 篠ノ井分室 026-292-2596



仕事のこと

種 類	内 容	相談窓口
就 労 支 援	生活保護受給者、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワーク長野が「福祉・就労支援コーナー『ジョブ縁ながの』」を市役所内に開設しています。主朗支援ナビゲーター等が個々の状況に合わせた支援プランを策定し、早期就職を支援します。	ハローワーク長野 福祉・就労支援コーナー『ジョブ縁ながの』（市役所第2庁舎3階） 026-224-8467
職 業 相 談 職 業 紹 介	就職を希望するとき専門の職員が就職についてきめ細かな相談・指導を行い、適性にあった事業所へ職業紹介を行います。 また、公共職業能力開発施設においての、職業訓練などの相談を行います。	
職業訓練	一定の要件を満たした方は仕事に就くにあたり必要な技能・技術を身につけるための職業訓練が無料（教科書等、一部自己負担金がある訓練もあります。）で受けられます。 様々な科目の中から自分にあったものを選ぶことができます。 訓練の内容や期間、取得できる資格は様々です。	ハローワーク長野 026-228-1300 ハローワーク マザーズコーナー 026-228-0333
求職者支援 制度	雇用保険を受給できない離職者（受給を終了した方を含む。）が職業訓練を無料で受講できます（教科書等、一部自己負担金がある訓練もあります。）。 訓練中・訓練終了後もハローワークが就職支援を行います。一定の支給要件を満たすと「職業訓練受講給付金」及び「通所手当」が支給されます。	
長 野 市 高 等 職 業 訓 練 促 進 給 付 金 等 事 業	就職に有利な専門性の高い資格取得のため、養成機関で修学し、資格取得が見込まれる場合、修学期間中の生活の経済的負担軽減のために支給されます。 ※必ず事前にご相談ください。 【支給額】 月額 10 万円（市県民税非課税世帯） 月額 7 万 5 千円（課税世帯） ただし、養成期間の最後の 12 ヶ月は 4 万円を加算 【支給期間】 修業期間の全期間（上限 4 年間） ※令和 3 年度から准看護師・看護師の継続修行も上限 4 年間に拡充 【高等職業訓練修了支援金給付金】 ……修了後支給 5 万円（市県民税非課税世帯） 2 万 5 千円（市県民税課税世帯） （修学開始時から当該給付を受給している方に限られます。） ※介護福祉士・保育士については、ハローワークの求職者支援制度の対象ですので、まずハローワークにご相談ください。 ※ハローワークの一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金を受ける場合も、高等職業訓練促進給付金の支給は可能です。 ※高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする次の給付金等をハローワークで受けている場合は対象になりません。 ・雇用保険制度における訓練延長給付金・教育訓練支援給付金 ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金 ※教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認した上で、いずれかを選択してください。 【求職者支援制度とは】 雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国（ハローワーク）が支援する制度です。重複で支給できないことがありますので、ご注意ください。	子育て家庭福祉課 026-224-5031 福祉政策課 篠ノ井分室 026-292-2596

種 類	内 容	相談窓口
<p>長野市自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>【対象資格】 介護職員初任者研修など</p>	<p>本市があらかじめ指定した就業に結びつく特定の講座（厚生労働省が認定したもの）を受講した際に本人が支払った受講料の一部を支給します。</p> <p>受講前に長野市が講座の指定を行う必要がありますので、必ず事前にご相談ください。</p> <p>※受講対象となる講座は、厚生労働省の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座、専門実践訓練給付金の対象となる講座です。</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-5031 福祉政策課 篠ノ井分室 026-292-2596</p>
<p>就業支援講習会</p>	<p>就業に有利な技能を取得するために、パソコン講習など各種講座を開催します。</p>	<p>長野県県民文化部こども・家庭課 026-235-7147</p>
<p>信州介護人材誘致・定着事業</p>	<p>介護の仕事に興味のある方、介護の仕事の経験はあるが介護職員初任者研修を修了していない無資格の方、復職を希望されている方などを対象に、県委託の人材派遣会社に登録して、介護施設等の正社員を目指す「お試し就業」と無料の資格取得（＝介護職員初任者研修）のための通学をセットにした事業です。お試し就業中はもちろん、通学時にも登録先業者から給料が支払われます。</p>	<p>長野県健康福祉部介護支援課 026-235-7129</p>
<p>保育士修学資金貸付事業</p>	<p>保育士資格取得のための学費を貸付します。</p> <p>貸付額：学費相当（月額自宅生2万円以内、自宅外生3万円以内）、入学準備金（入学年度に限り10万円以内）、就職準備金（最終回10万円以内）</p> <p>※生活保護受給世帯の方は貸付の拡充があります。</p> <p>※県外の保育士養成施設在学者も対象となります。</p> <p>【保育士の登録をし、県内で5年間児童の保護等の業務に従事した方等、要件を満たした場合は返還免除】</p> <p>※詳しくは、長野県社会福祉事業団のホームページをご覧ください。</p>	
<p>介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業</p>	<p>介護福祉士・社会福祉士資格取得のための学費を貸付します。</p> <p>貸付額：学費相当（月額5万円以内）、入学準備金（入学年度に限り20万円以内）、就職準備金（最終回20万円以内）、国家試験受験対策費用（介護福祉士のみ最終回4万円以内）</p> <p>※生活保護受給世帯の方は貸付の拡充があります。</p> <p>※社会福祉士修学資金は、一般養成施設（1年以上課程）または短期養成施設（6カ月以上課程）のみ対象となります。</p> <p>※県外の養成施設在学者も対象となります。</p> <p>【介護福祉士や社会福祉士の登録をし、県内で5年間介護または相談援助の業務に従事した方等、要件を満たした場合は返還免除】</p> <p>※詳しくは、長野県社会福祉事業団のホームページをご覧ください。</p>	<p>長野県社会福祉事業団 026-228-0337</p>
<p>長野県看護職員修学資金貸与制度</p>	<p>将来県内の医療機関などで看護業務に従事しようとする方へ修学資金を貸与する制度です。</p> <p>養成施設を卒業後、修学資金の返還免除対象施設において5年間継続して看護職員に従事した場合は、返還免除となります。</p> <p>対象施設：病床数200床未満の病院・介護老人保健施設など</p>	<p>長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課 026-235-7142</p>

年金のこと

種 類	内 容	相談窓口
国民年金	<p>国民年金保険料免除制度 収入が少ない場合などに申請をし、承認されると保険料の納付が「免除」又は「猶予」されます。</p> <p>遺族基礎年金 国民年金被保険者が死亡した時、要件に該当すれば、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。</p> <p>寡婦年金 年金受給前に夫が死亡した時、要件に該当すれば、その夫に生計を維持されていた妻に支給されます。</p>	<p>国民年金室 026-224-5026</p> <p>長野南年金事務所 026-227-1284</p> <p>長野北年金事務所 026-244-4100</p>
厚生年金	<p>遺族厚生年金 厚生年金被保険者が死亡したとき、要件に該当すれば、その方に生計を維持されていた遺族に支給されます。「子のある配偶者」又は「子」には遺族基礎年金も併せて支給されます。</p>	<p>長野南年金事務所 026-227-1284</p> <p>長野北年金事務所 026-244-4100</p>

貸付のこと

種 類	内 容	相談窓口
母子父子 寡婦福祉 資金貸付	<p>目的 母子、父子、寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉増進を目的とする貸付制度</p> <p>貸付の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野市に住所を有する市税・国民健康保険料・介護保険料・市営住宅家賃等に未納のない方 金融機関又は他の制度による資金を借り受け、その償還金の未納のない方 <p>主な貸付資金の種類 就学支度資金、修学資金、生活資金等、詳しくはご相談ください。 ※貸付にあたっては、必要性や償還能力について審査を行い、貸し付けを決定します。 ※貸付種類により、それぞれ要件や提出書類がありますので、詳細は窓口にお越しください。 ※貸付までには、時間を要するので、早めの相談と余裕を持った申請をお願いします。 ※連帯保証人の要件、面接があります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴う経済的支援 保育所や学校等の臨時休業、勤務先の休業等によって就業が制限され、一時的に就労収入が減少した場合に、生活安定または失業期間中の生活費について貸付制度があります。</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-5031</p> <p>福祉政策課 篠ノ井分室 026-292-2596</p>

住まいのこと

種 類	内 容	相談窓口
市営住宅	<p>収入が少ない等の理由で、住宅に困窮する人に供給することを目的に建てられた住宅です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常募集・・・月上旬（募集のない月もあります） ・常時募集・・・通常募集で申込みがなかった住宅で常時受付 <p>※優先枠についてはお問い合わせください。（母子・父子証明等必要）</p> <p>※募集のお知らせは、「広報ながの」、「長野市ホームページ（住宅課）」、「市役所・各支所の掲示板」</p>	<p>住宅課 026-224-7427</p> <p>※申込みに関するお問い合わせ・受付場所 長野県住宅供給公社 住宅管理部 026-227-2322</p>
県営住宅	<p>※統一募集・・・年2回県内一斉に実施</p> <p>※補充募集・・・空き家が生じた場合に実施</p>	<p>※申込みに関するお問い合わせ・受付場所 長野県住宅供給公社 住宅管理部 026-227-2322</p>

その他の制度など

種 類	内 容	相談窓口
ショートステイ	<p>保護者の都合により、児童の養育が一時的に困難になった場合当該児童を児童養護施設等で一定期間お預かりするサービスです。</p> <p>【対象】市内に住所を有する0歳～中学3年生までの児童</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-7062</p>
トワイライトステイ	<p>保護者が都合により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合、児童養護施設で一時的に児童をお預かりするサービスです。</p> <p>【対象】市内に住所を有する0歳～中学3年生までの児童</p>	<p>福祉政策課篠ノ井分室 026-292-2596</p>
JR通勤定期乗車券特別割引	<p>JR通勤定期乗車券が特別割引（3割引）で購入できます。児童扶養手当又は生活保護受給世帯の方が対象となります。（新幹線の定期券には、ご利用できません。）</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-5031 福祉政策課篠ノ井分室 026-292-2596</p>
交通・災害遺児見舞金	<p>交通事故等により父又は母が死亡又は障害程度1級に相当する障害となった18歳未満の児童に見舞金を支給します。</p>	<p>長野市社会福祉協議会 026-225-1234</p>
母子・父子・寡婦証明書の交付	<p>母子・父子・寡婦家庭であることを児童扶養手当、福祉医療費（母子・父子）該当等で確認できた場合に交付します。子が18歳から20歳未満の場合、戸籍謄本が必要になる場合があります。</p>	<p>子育て家庭福祉課 026-224-5031 福祉政策課篠ノ井分室 026-292-2596</p>
県営水道料金の減免	<p>児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方・生活保護を受けている方が対象です。水道メーターの口径が13mmの場合、基本料金が1/2となります。（篠ノ井・川中島・更北・信更地区の一部）</p>	<p>川中島水道管理事務所 026-284-1700 長野県企業局水道事業課 026-235-7381</p>

種 類	内 容	相談窓口
税金の控除	寡婦控除・ひとり親控除 夫（妻）と死別、離婚した後に再婚していない人や、子を扶養している婚姻歴の無い人が、一定の要件を満たす場合、所得税・住民税を計算する際に所得金額から一定額が控除されます。	長野税務署 026-234-0111 市民税課 026-224-8507
ながの子育て 優待パスポート （全国共通）	妊婦及び子育て家庭が買い物等の際にカードを提示すると割引など各種サービスを受けることができます。 【対象】妊婦及び18歳以下の子がいる世帯	子育て家庭福祉課 026-224-7062 全支所
多子世帯応援 プレミアム パスポート	通常のパスポートのサービスより、更に割引などの特典を受けることができます。（県内のみ） 【対象】18歳以下の子が3人以上いる世帯	
ながのわく わく子育て LINE	子育てに関する情報をLINEで配信します。 登録方法は長野市ホームページのこども未来部、子育て家庭福祉課、子育て情報などをご覧ください。 【対象】妊婦及び6歳未満の子がいる保護者等	子育て家庭福祉課 026-224-5031
子育てガイド ブック	子育て中の皆さんに、子育てに関する情報を1冊にまとめた「子育てガイドブック」は、こども未来部窓口のほか総合窓口、各支所窓口、各保健センターに設置しておりますので、ご利用ください。【ホームページにも掲載あり】 【対象】妊婦及び18歳以下の子どもがいる世帯	子育て家庭福祉課 026-224-7062 全支所、全保健センター
保育所等保育 料の軽減・副食 費の免除等	ひとり親家庭の子どもが保育所等を利用する際の保育料（3歳未満児）の軽減及び副食費（3歳以上児）の免除等を実施しています。（所得制限あり）	保育・幼稚園課 026-224-8031
母子保健 成人保健	乳幼児の各種健診、予防接種のご案内は、広報ながの4月号に併せて配布される「健康カレンダー」をご覧ください。保護者の健康診断のご案内は広報ながの5月号に併せて配布される「各種検診のご案内」をご覧ください。 【対象】全市民	保健所健康課 母子保健担当 026-226-9963 成人保健担当 026-226-9962
ファミリー・ サポート・セン ター	子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、ファミリー・サポート・センターが援助活動（有償）の仲介を行います。 【援助活動の内容】 ・保育園、幼稚園、小学校や児童センター等の送迎・預かり ・保護者の求職活動中の預かり ・病児・病後の援助活動 など 【対象】生後3ヶ月から小学校6年生まで	ファミリー・サポート・ センター 026-267-6006
ホーム スタート	未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」です。地域の子育て支援や人々とつながるきっかけづくりを応援します。 【対象】未就学児	ホームスタート・ ながのこどもの城 080-9579-2078
家事支援	子育てをトータルサポートし、子どもの成長のお手伝いなどを行います。 【対象】子育て世帯	NPO法人など 家事支援事業者



A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

